

ロシア連邦大統領令

2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」および2023年9月9日付ロシア連邦大統領令第665号「居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外国通貨で記載された国債という形でのロシア連邦の公的債務、ならびに外国有価証券に係わるその他の債務の暫定的な履行手順について」の改正について

1. 2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」（ロシア連邦法令集、2022、No.10、掲載番号1472；2024、No.2、掲載番号393）に、第5項の1を以下の文言に変更する旨の変更を加える：

「5の1. 裁判所命令書および他の機関の命令書が2024年1月3日以降に発せられた場合には、I型口座で取り扱われる資金および有価証券を強制執行令状による強制取立、差押えの対象としてはならず、またそれらに対して、義務的支払金の取立の請求が申し立てられてはならず、その他の保全措置を講じてはならないものとする。」。

2. 2023年9月9日付ロシア連邦大統領令第665号「居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外国通貨で記載された国債という形でのロシア連邦の公的債務、ならびに外国有価証券に係わるその他の債務の暫定的な履行手順について」（ロシア連邦法令集、2022、No.37、掲載番号6814；2024、No.2、掲載番号392、393）に、第1項「h」を号を以下の文言に変更する旨の変更を加える：

「h）裁判所命令書および他の機関の命令書が2024年1月3日以降に発せられた場合には、I型口座で取り扱われる金銭および有価証券を強制執行令状による強制取立、差押えの対象としてはならず、またそれらに対して、義務的支払金の取立の請求が申し立てられてはならず、その他の保全措置を講じてはならないものとする。」。

3. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年4月8日

第244号